



2025 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名： 株式会社ゼンショーホールディングス
代表者名： 代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎
(コード番号 7550 プライム市場)
問合せ先： 最高財務責任者 執行役員 グループ経財本部長
丹羽 清彦
(TEL 03-6833-1600)

定款の一部変更及び第 1 回社債型種類株式の発行登録に関するお知らせ

株式会社ゼンショーホールディングス（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 27 日に開催予定の第 43 回定時株主総会及び当社普通株主の皆さまを構成員とする種類株主総会（以下「本定時株主総会」と総称します。）に、定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）を付議することを決議し、第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本定款変更については、会社法第 322 条の規定に基づき、種類株式に係る種類株主総会の決議が必要となっており、2025 年 5 月 13 日付で A 種優先株主の皆さまを構成員とする種類株主総会の決議による承認が得られております。

I. 本定款変更について

1. 定款変更の目的及び理由

当社は、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という創業当初からの企業理念を更に進化させ「人類社会の安定と発展に責任をおう」企業であり続けるために、人種・宗教・民族文化が生み出す様々な対立を乗り越え、お互いに協力し、人類全体が平和的に共生できる「食のインフラ」の構築を通じて、この責任を全うしてまいります。そのために世界中の人々に安全でおいしい食を手軽な価格で提供するという使命をもって、グローバルに事業を展開しております。安全で質の高い商品とサービスをお客様に提供するため、メニューの開発から食材の調達、製造・加工、物流、販売に至る全過程を自ら企画・設計し、一貫してコントロールするマス・マーチャндаイジング・システムを構築しながら、フード業世界一を目指してまいります。

その実現に向け、今後更なる持続的な成長を可能とする事業戦略の遂行を支えるため、資本の充実を通じた財務基盤の強化を図ることが重要であり、種類株式やハイブリッド社債を活用することで、議決権の希薄化が発生しない資本性のある資金調達を実施してまいります。このような考えのもと、主に個人投資家を対象とした「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考え、本定時株主総会に本定款変更を付議することを決定しました。

- ・ 社債型種類株式は株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

希薄化が生じません。(株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定もありません。)

- ・ 発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は普通株主の皆さまのみが有します。
- ・ 本定款変更は、発行可能株式総数（発行可能な普通株式、A種優先株式及び社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。
- ・ 社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係る ROE 等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的です。
- ・ 社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。(注)

(注) 2025 年 5 月 13 日提出の第 1 回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している 5 パーセント以下の想定配当率の範囲内で発行が実現した場合。なお、当該水準は、2025 年 5 月 13 日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。

また、機関投資家向けのハイブリッド社債については、本日付で第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）の発行に係る訂正発行登録書を提出しております。これらにより、当社の財務戦略として、幅広い投資家からの資本性資金調達の実現を通じ、株主価値に配慮した資本拡充を図ってまいります。

つきましては、新たな種類株式である第 1 回社債型種類株式ないし第 10 回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」といいます。）の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行います。

2. 定款変更の内容

別紙 1「定款変更案」をご参照ください。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 27 日(予定)
定款変更の効力発生予定日	2025 年 6 月 27 日(予定)

4. 本社債型種類株式の商品性

①「社債型」種類株式としての商品性

本社債型種類株式は、当社普通株主の皆さまへの配慮として、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

そのため今後、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られたあかつきには、普通株主の皆さまの議決権が希薄化することなく、また、普通株式による増資に比べて普通株式に係る ROE や EPS を含む当社財務指標への影響により配慮(注)しつつ、健全な財務基盤を確保するための自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢となりえるものと考えています。

(注) 普通株式に係る ROE や EPS を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額よ

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

り種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

②ハイブリッド社債に類似した商品性

本社債型種類株式を発行する際には格付会社(株式会社日本格付研究所)より、格付評価上の資本性の認定(資金調達額の 50 パーセント)を受けることができるよう、ハイブリッド社債に類似した商品性とする想定であり、主に以下のような特徴を有する設計とすることを検討しています。

(主な特徴)

優先配当金	発行から概ね 5 年間は固定配当(注 1)、その後は変動配当 普通株式に優先、累積型、非参加型
当社による取得条項	発行から 5 年後以降等に、金銭対価による取得が可能
借換制限	当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う(注 2)
議決権	なし
普通株式への転換権	なし

一方で、本社債型種類株式は一般的なハイブリッド社債とは異なり、発行により調達した金額は会計上も資本として計上されるほか、資本コストは発行時に決定される配当年率相当分であるため、普通株式による増資よりも資本コストを抑制できると考えられます。(注 1)

(注 1) 第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は 5 パーセント以下を想定しています。なお、当該水準は、2025 年 5 月 13 日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性があります。

(注 2) ハイブリッド社債の場合、借換制限によって、発行会社が期限前償還(コール)する際には、同等以上の資本性のあるハイブリッド社債等を発行することが一般的です。そのため、当社は本社債型種類株式の取得条項の行使を行う場合等に、異なる回号の本社債型種類株式を機動的に発行することができるように、本定款変更において第 10 回までの授権枠を設定しています。

③一般募集による発行、東京証券取引所への上場

本社債型種類株式を発行する際には、無償割当を含む株主割当や第三者割当方式ではなく一般公募による発行を行い、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。これにより、個人投資家の皆さまにも投資可能な商品とすることを企図しています。

④種類株主総会

本社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」といいます。）は、会社法で定める事項及び定款で定めた事項に限り、種類株主総会において決議をすることができます。本定款変

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

更により、当社が以下の行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要することとする想定です。

- ・当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
- ・当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

上記のとおり、本社債型種類株式の商品性は普通株主の皆さまに議決権の希薄化という不利益を与えるような内容ではないと考えています。また、当社はあらゆる事態に対応できるように財務戦略の柔軟性を高めることが重要であると考えていることから、資本性資金調達手法の選択肢を増やすことを目的として、本定款変更を行うことを企図しています。

II. 第1回社債型種類株式に係る発行登録について

当社は本日付で、下記のとおり第1回社債型種類株式に係る発行登録書を提出しています。

なお、第1回社債型種類株式の発行条件及び発行総額等は、別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載されるものを除き、未定です。また、第1回社債型種類株式を含む本社債型種類株式の具体的な発行時期についても未定ですが、本定時株主総会において本定款変更に係る議案の承認が得られ、第1回社債型種類株式が最善の調達手法と判断した場合には、市場環境にもよるものの、第1回号の発行を最大500億円の規模で行う可能性があり、当社の資本政策に照らして、今後、当社取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任された取締役の決定(以下総称して「発行決議」といいます。)により定めます。また、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。現時点においては第1回号と同様に最大1,000万株の範囲内で、議決権や普通株式への転換権がなく、普通株主の皆さまの議決権の希薄化が生じない商品性を想定しております。なお、第1回社債型種類株式を発行した場合、その調達資金は、グローバル展開を実現するための新規出店及びマス・マーチャンダイジング・システムの構築のための設備投資、M&Aの投融資資金、借入金の返済資金、社債の償還資金等に充当する予定です。詳細については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定してまいります。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集有価証券の種類 | 第1回社債型種類株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで
(2025年5月21日～2027年5月20日) |
| (3) 発行予定額 | 500億円を上限とします。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集 |
| (5) 調達資金の使途 | グローバル展開を実現するための新規出店及びマス・マーチャンダイジング・システムの構築のための設備投資、M&Aの投融資資金、借入金の返済資金、社債の償還資金等に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。 |

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(6) 引受証券会社

野村証券株式会社(注)

(注) その他の引受人に関しては未定であり、その他の引受人が加わる場合には、発行決議において決定されます。

(7) その他募集に関する事項

別紙2「第1回社債型種類株式発行要項(一部)」に記載のとおりです。

以 上

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 1
定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案																								
第 1 条～第 5 条 (条文省略) (発行可能株式総数等) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、432,001,000株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は432,000,000株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u> 第 7 条 (条文省略) (新 設) (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、普通株式について100株、A種優先株式について1株とする。 第 9 条～第12条の8 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり) (発行可能株式総数等) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、432,001,000株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> <table> <tr> <td>普通株式</td><td>432,000,000株</td></tr> <tr> <td>A種優先株式</td><td>1,000株</td></tr> <tr> <td>第1回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第2回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第3回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第4回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第5回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第6回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第7回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第8回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第9回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> <tr> <td>第10回社債型種類株式</td><td>10,000,000株</td></tr> </table> 第 7 条 (現行どおり) <u>(自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u> 第 7 条の 2 当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式(第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式をいい、第1回社債型種類株式ないし第10回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。)を有する株主(以下「社債型種類株主」という。)との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、<u>会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、普通株式について100株、A種優先株式について1株、<u>社債型種類株式について100株とする。</u> 第 9 条～第12条の8 (現行どおり)	普通株式	432,000,000株	A種優先株式	1,000株	第1回社債型種類株式	10,000,000株	第2回社債型種類株式	10,000,000株	第3回社債型種類株式	10,000,000株	第4回社債型種類株式	10,000,000株	第5回社債型種類株式	10,000,000株	第6回社債型種類株式	10,000,000株	第7回社債型種類株式	10,000,000株	第8回社債型種類株式	10,000,000株	第9回社債型種類株式	10,000,000株	第10回社債型種類株式	10,000,000株
普通株式	432,000,000株																								
A種優先株式	1,000株																								
第1回社債型種類株式	10,000,000株																								
第2回社債型種類株式	10,000,000株																								
第3回社債型種類株式	10,000,000株																								
第4回社債型種類株式	10,000,000株																								
第5回社債型種類株式	10,000,000株																								
第6回社債型種類株式	10,000,000株																								
第7回社債型種類株式	10,000,000株																								
第8回社債型種類株式	10,000,000株																								
第9回社債型種類株式	10,000,000株																								
第10回社債型種類株式	10,000,000株																								

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(新 設)

第2章の3 社債型種類株式

(社債型種類株式優先配当金)

第12条の9 当社は、第35条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める配当率（10%を上限とする。以下「本配当率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める。）

「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。

2. ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の合計額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本配当率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金につい

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ては、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

3. 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

(社債型種類株式優先期中配当金)

第12条の10 当社は、第35条の規定に従い、期中配当基準日に期中配当をするときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

(残余財産の分配)

第12条の11 当社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。

当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める算定方法により算出される額

2. 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(金銭を対価とする取得条項)

第12条の12 当社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会または取締役会の決議によって委任された取締役が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。

(議決権)

第12条の13 社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(株式の併合または分割等)

第12条の14 法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割は行わない。

2. 社債型種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

3. 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。

4. 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議または取締役

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第13条～第18条 （条文省略） （種類株主総会） 第18条の2 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。 2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。 3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	<u>会の決議によって委任された取締役の決定により定める方法による。</u> <u>（優先順位）</u> <u>第12条の15 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および社債型種類株主等に対して分配される残余財産ならびにA種優先配当金、A種期中優先配当金およびA種優先株主等に対して分配される残余財産の支払順位は、同順位とする。</u> <u>2. 各社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金および累積未払A種優先配当金の支払順位は、同順位とする。</u> 第13条～第18条 （現行どおり） （種類株主総会） 第18条の2 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。 2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。 3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 <u>5. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>6. 当会社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u> <u>(1) 当会社が消滅会社となる合併または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）</u> <u>(2) 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認</u>
---	--

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行者又は売出人より入手することができますが、これには、発行者及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

第19条～第36条　（条文省略）	第19条～第36条　（現行どおり）
附則　（条文省略）	附則　（現行どおり）

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

別紙 2

第 1 回社債型種類株式発行要項(一部)

- | | | |
|----|-------------------|---|
| 1. | 募集株式の種類 | 株式会社ゼンショーホールディングス第 1 回社債型種類株式(以下「第 1 回社債型種類株式」という。) |
| 2. | 募集株式の数 | 未定 |
| 3. | 発行価格(募集価格)の総額 | 発行価格(募集価格) 未定
「発行価格」とは、第 1 回社債型種類株式の対価として投資家が支払う 1 株当たりの金額をいう。 |
| 4. | 払込金額 | 未定 |
| 5. | 増加する資本金および資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、払込金額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 6. | 払込期日 | 未定 |
| 7. | 申込株数単位 | 100 株 |
| 8. | 優先配当金 | (1) 優先配当金
当社は、3 月 31 日を基準日として剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第 1 回社債型種類株式を有する株主(以下「第 1 回社債型種類株主」という。)または第 1 回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第 1 回社債型種類株主と併せて「第 1 回社債型種類株主等」と総称する。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。)に先立ち、次号に記載する額の金銭(以下「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度に次項に記載する第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 第 1 回社債型種類株式優先配当金の額
1 株につき、その 1 株当たりの発行価格相当額に、発行決議の後に日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件(※1)を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定される配当年率を乗じて算出した額
当該配当年率は、第 1 回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から 5 年が経過する日の属する事業年度までは、発行決議により定める固定の基準金利に、上記のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」という。)を加えた率(※2)とし、その後の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッドおよび 1 パーセントを加えた率とする。ただし、配当年率は、定款の定めに従い、いずれも 10 パーセントを上限とする。 |

この文書は当社の定款変更及び第 1 回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

※1 当該仮条件は、当社が受領する第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書および当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定する。

※2 第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当年率は5パーセント以下を想定している。なお、当該水準は、2025年5月13日現在の市場環境等を前提としており、今後の市場環境等の変化によって、変更される可能性がある。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の合計額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、本項第(2)号に記載するブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する(以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。)。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

(4) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額および第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

9. 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」という。)として剰余金の期中配当をするときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1を限度として取締役会の決議により定める額の金銭(ただし、第1回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含む。)から期中配当基準日(同日を含む。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

う。

1株につき、発行価格相当額に、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第1回社債型種類株式優先配当金相当額の合計額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1 1. 優先順位

(1) 各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産ならびにA種優先株式に係るA種優先配当金、A種期中優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 各社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金およびA種優先株式に係る累積未払A種優先配当金の支払順位は、同順位とする。

1 2. 議決権

第1回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

1 3. 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

1 4. 取得条項(会社による金銭対価の取得)

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、第1回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議または取締役会の決議によって委任された取締役の決定により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付する。ただし、当社は、取得日または当該取得に係る振替取得日（以下に定義する。）のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができない。

「振替取得日」とは、本項に記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされる日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がなされる日をいう。

（2） 借換制限

当社は、当社が本項に記載する金銭対価の取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12か月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」）することにより資金を調達していない限り、当該金銭対価取得を行わない。ただし、発行決議により定める場合を除く。

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額（以下に定義する。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の資本性評価相当額を、当該借換証券について信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）で除して算出される金額をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「資本性評価相当額」とは、第1回社債型種類株式の発行価格の総額相当額に、信用格付業者から承認を得た払込期日における第1回社債型種類株式の資本性（パーセント表示される。）を乗じた金額をいう。

「借換証券」とは、以下のa. ないしc. の証券または債務をいう。ただし、（i）以下のa. ないしc. のいずれの場合においても、借換証券である旨を当社が公表している場合に限り、（ii）以下のa. またはb. の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社および同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、（iii）以下のb. またはc. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記a. 以外のその他の種類の株式

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

c. 上記a. またはb. 以外の当社のその他一切の証券および債務

(3) 取得の方法

本項第(1)号に基づき、第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会または取締役会の決議によって委任された取締役が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

1 5. 株式の併合または分割等

(1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 第1回社債型種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(3) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、第1回社債型種類株主等に第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付する。この場合における第1回社債型種類株式優先配当金および第1回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法による。

1 6. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。

この文書は当社の定款変更及び第1回社債型種類株式に係る発行登録に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。